



神奈川県

KANAGAWA

神奈川DX計画

～県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現～

本編



令和8年3月

神奈川県

< 目 次 >

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 ビジョン.....	1
3 計画期間.....	1
4 計画の位置付け.....	1
第1章 現状と課題.....	2
1 これまでの取組.....	2
(1) かながわ I C T ・データ利活用推進計画（令和元年度～令和4年度）... 2	
(2) かながわ I C T ・データ利活用推進戦略（令和3年度～令和4年度）... 2	
(3) かながわ I C T ・データ利活用推進計画 点検報告書（令和5年3月）.. 2	
2 デジタル技術の情勢.....	3
(1) 通信インフラの高度化.....	3
(2) 加速するデータ流通とデータ利活用・オープンデータ.....	3
(3) A I の進化と利活用.....	4
(4) W e b 3 ・メタバースの利活用.....	4
3 国の動向.....	5
(1) 官民データ活用推進基本法.....	5
(2) デジタル・ガバメント推進方針.....	5
(3) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針.....	6
(4) デジタル社会形成基本法.....	6
(5) デジタル庁の創設.....	7
(6) デジタル社会の実現に向けた重点計画.....	7
(7) 自治体D X推進計画.....	8
4 課題.....	8
(1) 神奈川をとりまく社会環境の変化に伴う課題.....	8
(2) 県の行政の課題.....	9
(3) 県のデジタル化推進の課題.....	9
第2章 基本方針.....	10
1 基本方針.....	10
(1) 最新のデジタル技術の利活用.....	11
(2) 幅広いデータの利活用.....	11
(3) サービスデザイン思考の導入.....	11
(4) デジタルデバイドの解消・防止.....	11
(5) 情報セキュリティの確保.....	11
(6) デジタル人材の確保・育成.....	11

(7) 市町村連携・支援.....	12
2 推進体制.....	12
第3章 施策の基本的な考え方.....	13
1 施策の体系.....	13
(1) 暮らしのデジタル化.....	13
(2) 行政のデジタル化.....	16
2 進行管理.....	18

はじめに

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、様々な分野でデジタル技術の利活用が加速し、新たな経済的・社会的価値の創出や生産性向上の契機が訪れています。行政分野においても、限られた予算・人材を有効に活用し、複雑・多様化する県民ニーズに対応した質の高い県民サービスを提供するために、デジタル技術及びデータを積極的に利活用し、検証可能な施策立案を進めるとともに、これまで以上に業務の効率化を図る必要があります。

そこで、県では、前計画の「かながわICT・データ利活用推進計画」と「かながわICT・データ利活用推進戦略」を統合して、新たに「神奈川DX計画」を策定し、県民目線で「デジタル・トランスフォーメーション」（以下「DX」という。）を推進し、誰もが安心して暮らせるやさしい社会の実現を目指します。

2 ビジョン

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

進歩の著しいデジタルの力を様々な県政課題の解決に積極的に活用し、当事者の目線に立って県民の不安を解消することで、やさしい社会の実現を目指します。

本計画では、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」に向け、県民生活や行政のあらゆる分野におけるデジタル化により、社会を変革し、人々のくらしをより豊かにするDXを推進するため、幅広くデータを利活用して県民ニーズを把握し、県民目線でサービスを企画、設計、導入、運用していくことで、県民一人ひとりに寄り添った施策・事業を着実に推進していくこととします。

3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

4 計画の位置付け

「新かながわランドデザイン実施計画」（以下「実施計画」という。）及び「第3期行政改革大綱」（以下「大綱」という。）を、デジタルの側面から支える計画として位置付け、幅広い行政分野でデジタルを活用した施策・事業が展開されるよう、県全体の施策の基本的な方向を定める実施計画や、それを支える大綱としっかりと連携し、計画を推進していくこととします。

また、本計画は、官民データ活用推進基本法（以下「基本法」という。）第9条第1項に定められている都道府県官民データ活用推進計画として位置付けます。

第1章 現状と課題

1 これまでの取組

(1) かながわICT・データ利活用推進計画（令和元年度～令和4年度）

県では、令和元年7月に、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とした「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とした「行政の情報化」という2つの側面から、ICT¹及びデータの利活用に積極的に取り組むため、「かながわICT・データ利活用推進計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画では、ICTの情勢や国の方針等を踏まえて、「最新のICTの利活用」、「サービスデザイン思考²の導入」、「デジタルデバイド³の防止」及び「情報セキュリティの確保」の4つの視点に留意しながら、ICT及びデータの利活用を推進してきました。

(2) かながわICT・データ利活用推進戦略（令和3年度～令和4年度）

令和3年12月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い顕在化したデジタル化の遅れという新たな状況に対応するため、「かながわICT・データ利活用推進戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。

この戦略は、前計画を補完し、これを着実かつ効果的に推進するもので、前計画で定めた4つの視点に加え、コロナ禍を契機として改めて重視すべきと考えた「幅広いデータの利活用」、「デジタル人材の確保・育成」及び「市町村支援・連携」の3つの視点を加えた7つの視点をDX推進に向けた戦略として位置付け、職員一人ひとりが本県のDXの方向性を共有し、主体的に取り組むことで、DXの加速化を図りました。

(3) かながわICT・データ利活用推進計画 点検報告書（令和5年3月）

前計画及び戦略は、令和4年度が計画期間の最終年度だったことから、前計画及び戦略に位置付けた施策等を点検・検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響、国の動向や新たなデジタル技術なども見据えた新たな課題の抽出など、総合的な点検を行い、4年間を総括するため、「かながわICT・データ利活用推進計画 点検報告書」を作成しました。（戦略は前計画を補完するものであるため、一体として点検）

その結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、一部中止せざるを得なかった取組がありましたが、前計画に掲げた施策目標については概ね達成し、さらに戦略に位置付けた行政手続のオンライン化や公金収納のキ

¹ ICT (Information and Communication Technology) : 携帯電話やインターネットなど、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

² サービスデザイン思考: サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方。

³ デジタルデバイド: 地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差。

キャッシュレス化、テレワークの推進などの取組は大きく歩みを進めるとともに、コロナ対策においても、新型コロナ対策パーソナルサポートや神奈川県療養サポート、AIコールなど、県民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供しました。

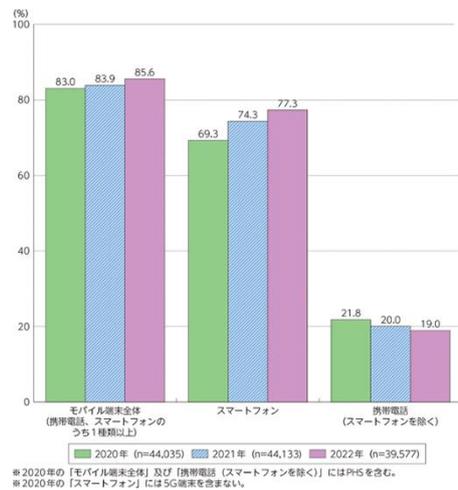
2 デジタル技術の情勢

(1) 通信インフラの高度化

個人がデジタルを利活用する際に、端末として使用するスマートフォンの保有率は年々増加しており、令和4年の保有率は77.3%と、個人にとって最も身近なモバイル端末となっています。

どこでも通話ができる携帯電話が、どこでも情報を入力し、処理できるスマートフォンへと進化するなど、デジタル化の進展やネットワークの高速化、IoT⁴関連機器の普及、小型化、省力化により、膨大な量のデータがネットワーク上を流通し、これらを活用・共有する様々なデジタルサービスが登場しています。

図1：モバイル端末の保有状況



(出典) 令和5年版情報通信白書(総務省)

(2) 加速するデータ流通とデータ利活用・オープンデータ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、非接触・非対面での生活を可能とするデジタル化が進展したこともあり、通信インフラの高度化やデジタルサービスの普及・多様化とともに、ネットワーク上でのデータ流通量は飛躍的に増大しています。

例えば、教育や医療等でパーソナルデータ等の適正かつ効率的な利活用についての検討や、民間事業者による先進的なサービスの提供等が進められるなど、様々な分野でデータの利活用に向けた取組が実施されています。

なお、データの利活用を推進するためには、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータ⁵の取組を推進する必要があります。

⁴ IoT(Internet of Things)：自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すもの。

⁵ オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適し、無償で利用できる形で公開されたデータ。

(3) A I の進化と利活用

A I⁶は、深層学習（ディープラーニング）による機械学習技術に代表されるように、加速度的に発展し、医療分野ではA Iによる診断支援システムが、そのほか防災・減災、教育、農業など様々な分野で、画像認識や音声認識、テキスト・マイニング⁷等のA Iを用いたシステムが、既に社会の多くの場所で用いられています。

これに加えて、近年、従来人間が得意としてきた、情報を生成・創造する目的で用いられる生成A Iの技術が急速に発展してきています。令和4年には、テキストを入力すると画像を生成する「プロンプト型画像生成A I（text to image とも呼ばれる）」が登場し、人間が描きたいものをA Iが代わりに描くことが可能となりました。その他にも多様な用途での生成A Iが公開されており、例えば、テキストを入力すると答えや文章を要約して回答したり、生成A Iが人間の指示を受けてプログラムのソースコードを作成したり、テキストから作曲を行うA Iなどがあります。

これらの生成A Iは、業務の効率化だけでなく社会課題の解決にも寄与することが期待されています。

(4) W e b 3 ・ メ タ バースの利活用

スマートフォンやSNS⁸の普及により、双方向でのデータ利活用や共有が可能となった反面、サービス基盤を提供する事業者がデータが過度に集中するようになり、データ市場における競争環境の整備などの課題が顕在化したことで、新たなデータ管理・流通の在り方として「W e b 3」が注目を集めています。

「W e b 3」は、ブロックチェーン技術⁹等を基盤とする分散化されたネットワークで、特定の事業者に依存することなく、自立したユーザー（個人）が直接相互につながる分散管理（非中央集権型）が可能となることが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、様々な経済的・文化的活動が制限されるようになり、自宅にいながらバーチャルに人々が集い、イベント等を通じて同じ時間を共有できる「メタバース」にも注目が集まっています。「メタバース」は、現時点では明確な定義は確立されていないものの、総務省の報告書では、「ユーザー間で“コミュニケーション”が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる仮想的なデジタル空間」と

⁶ A I（Artificial Intelligence）：人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。人工知能。

⁷ テキスト・マイニング：計量的分析手法を用いて、対象となる文章を単語に分割したうえで、単語の出現頻度や単語間の相関関係（同じ文章内で登場しやすい等）を定量的に分析し、有用な情報を抽出する方法。

⁸ SNS（Social Networking Service）：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

⁹ ブロックチェーン技術：情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を、暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、「ビットコイン」等の仮想通貨に用いられている基盤技術。

されています。これらはエンターテインメントとしてだけではなく、経済や街づくり、観光、教育、共生社会に向けた取組等、様々な分野での利活用が期待されています。

3 国の動向

(1) 官民データ活用推進基本法

平成 28 年 12 月に、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心してくらす社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、基本法が制定されました。

基本法では、官民データ活用により得られた情報を根拠として施策を企画・立案・推進する、いわゆる E B P M¹⁰や、A I、I o T、クラウド¹¹その他の先端的な技術の活用を促進していくことが基本理念として掲げられるとともに、行政手続等のオンライン化、オープンデータの促進等の基本的施策が位置付けられています。

国は、この基本法に基づき、平成 29 年 5 月に、官民データ利活用に係る基本的な計画である「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後、基本計画は、令和 3 年 9 月のデジタル社会形成基本法の施行を見据え、同年 6 月に同法 38 条第 1 項に規定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）として、全面改訂されました。

さらに、デジタル庁の創設後速やかに、「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という。）も統合し、令和 3 年 12 月にデジタル社会形成基本法に基づく新重点計画が策定されました。

(2) デジタル・ガバメント推進方針

平成 29 年 5 月、国は、基本法の下、行政が目指すべき電子行政の方針を取りまとめたものとして、「デジタル・ガバメント推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定しました。

推進方針は、3 つの方針により構成されており、1 つ目の「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」では、利用者価値を最大化する観点からサービスを設計するサービスデザイン思考に基づく業務改革（B P R）を実現するため、行政手続の「デジタルファースト」（個々の手続が一貫してデジタルで完結）、「コネクテッド・ワンストップ」（どこでも 1 か所でサービス実現）、「ワンスオンリー」（一度提出した書類は再提出不要）を推進することとしています。

¹⁰ E B P M (Evidence Based Policy Making) : 統計などのデータを分析し、どのような政策が有効であるか、政策と成果の因果関係をより明確にする手法。

¹¹ クラウド: 「クラウドコンピューティング (Cloud Computing)」を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用するしくみ。

2つ目の「官民協働を実現するプラットフォーム」では、データ流通の促進や官民データ活用のための環境を整備するため、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備、運用を行うオープンデータ・バイ・デザイン¹²や、情報システムに関する規格整備、民間サービス・民間クラウドの積極活用を推進することとしています。

3つ目の「利用者にとっての価値を最大化するITガバナンス」では、利用者中心のサービス改革に対応した推進体制を整備するため、地方公共団体におけるITガバナンスの強化や、利用者にとっての価値の最大化を重視するITマネジメントの徹底を掲げています。

こうした推進方針の内容を具体化し実行するものとして、平成30年1月に国は、実行計画を策定しました。その主な取組として、行政サービスの100%デジタル化やオープンデータの推進が位置付けられています。

(3) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月、政府は、DXの推進に取り組むため、デジタル社会の将来像や、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方等について明らかにした「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）を策定しました。

デジタル改革基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。また、このデジタル社会の形成に向けて、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献の10の基本原則を定めました。

(4) デジタル社会形成基本法

令和3年5月、デジタル改革基本方針の実現に向け、デジタル社会形成基本法を含むデジタル改革関連6法が成立・公布されました。デジタル社会形成基本法では、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定め、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第14条）こととされています。

¹² オープンデータ・バイ・デザイン：行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うという考え方。

(5) デジタル庁の創設

令和3年9月、政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い顕在化した我が国のデジタル化の遅れに対処するとともに、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上や、少子高齢化の進行への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を強力に推進することとし、その司令塔となるデジタル庁を創設しました。

デジタル庁は、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指して、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をミッションとして掲げ、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現するために、取組を進めるとしてまいります。

(6) デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年12月及び令和4年6月、政府は、デジタル社会形成基本法第38条第1項等に基づく重点計画を策定しました。デジタル改革基本方針で定める目指すべきデジタル社会のビジョンの実現のために、施策を展開する次の6つの分野を定め、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもので、デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと併せて、明らかにするものです。また、我が国の目指すデジタル社会の姿やデジタル原則を明らかにし、「デジタル臨時行政調査会」及び「デジタル田園都市国家構想実現会議」などにおける検討や取組の道しるべとなり、令和5年6月にも改定が行われました。

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ D F F T¹³（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を始めとする国際戦略

¹³ D F F T（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）：「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト。

(7) 自治体DX推進計画

令和2年12月、政府は、実行計画（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」を策定しました。

同計画の策定以降、政府においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げるなど、自治体DXに関連する様々な動きがあり、令和4年6月には、重点計画や「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、政府としての方針が示されました。

これらを踏まえ、政府は、令和4年9月、同計画について「自治体DX推進計画【第2.0版】」として改定を行い、その後、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいた自治体フロントヤード¹⁴改革の推進など、随時改定しています。

デジタル改革基本方針で定める、目指すべきデジタル社会のビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は重要として、この計画では、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめています。

そして、特に次の7項目を重点取組事項として、全自治体において着実に進めていくこととしています。

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納におけるeLTAx¹⁵の活用
- ④ マイナンバーカード¹⁶の普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPA¹⁷の利用推進
- ⑦ テレワークの推進

4 課題

(1) 神奈川をとりまく社会環境の変化に伴う課題

2008年に我が国が人口減少に転じて以降も、神奈川の総人口は一貫して増え続

¹⁴ フロントヤード：地方公共団体における住民と行政との接点で、庁舎窓口や公共施設といった場所に加え、自宅でも使えるパソコンやスマートフォンなど住民と自治体の接点になり得るツールも含む。

¹⁵ eLTAx（エルタックス）：地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

¹⁶ マイナンバーカード：行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤として、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号（マイナンバー）を記載した顔写真付のカード。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等に利用できる。

¹⁷ RPA（Robotic Process Automation）：ソフトウェアロボットを活用した業務自動化の取組。

けてきましたが、2021年10月に統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じてから同様の傾向が続いており、神奈川も明らかに人口減少局面¹⁸に入りました。また、今後、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年頃に向けて、さらなる高齢化の進行が見込まれます。

このように、くらしや経済活動を支えてきた人口構造が変化していく中、将来の人口構造を踏まえた社会づくりが求められています。

さらに、世界中に影響を与えた新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化などの危機に直面し、予測が難しく先の見えない時代にあって、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにし、想定し得ない事態が生じた際の影響を最小限に抑えていくことが求められています。

「新かながわグランドデザイン基本構想」では、神奈川をとりまく社会環境の変化を踏まえ、2040年の将来像に向けた政策の方向性を整理しました。

(2) 県の行政の課題

神奈川は本格的な人口減少局面を迎え、少子高齢社会の進行やさらなる生産年齢人口の減少が見込まれます。また、個人の価値観や働き方は多様化し、デジタル技術の飛躍的な進展により、県民生活は大きく変化しています。

県としても、今後、働き手が減少していく中で、これまでの行政改革の取組をさらに発展させ、こうした社会環境の変化に対応していく必要があります。

(3) 県のデジタル化推進の課題

デジタル技術の進展は著しく、不確実性の高い現代社会において、県民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供し続けるためには、新しい技術を柔軟に取り入れていくことが不可欠です。

本計画では、前計画及び戦略で培った考え方や取組を継承し、デジタル技術の変化にも柔軟に対応していきます。

また、国が自治体DX推進計画の重点取組事項として掲げている、

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納におけるeLTAxの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦ テレワークの推進

について、県として引き続き着実に進めていく必要があります。そのためには、

¹⁸ 人口減少局面：「神奈川県将来人口推計・将来世帯推計」参照
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f4895/p15276.html>

さらなる「デジタル人材の確保・育成」を進める必要があります。

また、データ利活用については、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組を進めるほか、多様なデータを集約し活用する「データ統合連携基盤」の利活用分野を拡充するなどの取組を進めていく必要があります。さらに、本計画に掲げるビジョンの実現に向けては、住民に身近な行政サービスを提供している県内市町村におけるDX推進の取組が重要です。

そこで、県では広域自治体として、システムの共同調達や共同利用を含め、一層の市町村連携・支援を進めていく必要があると考えています。

こうした国の動向やデジタル技術の情勢など本県をとりまく環境に留意しつつ、実施計画や大綱と整合性を図りながら、さらに幅広い行政分野でデジタルを活用した施策・事業が展開されるよう、DXを加速化する取組を継続して進めていくことが求められています。

第2章 基本方針

1 基本方針

県では、県政をとりまく社会環境の変化に伴い、少子高齢化・人口減少への対応、くらしをとりまく不確実性への対応が求められ、さらには県民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、県民ニーズはますます複雑・多様化していくものと見込まれます。

こうした中、限られた予算・人材を有効に活用し、組織の業務推進力を高め、きめ細やかで、質の高い県民サービスを提供していくためには、デジタル技術及びデータを積極的に利活用し、検証可能な施策立案を進めるとともに、これまで以上に業務の効率化を図っていく必要があります。

これらを実現していくためには、県庁全体で職員一人ひとりが本県のDXの方向性を共有し、DX推進に主体的に取り組むことが不可欠であることから、取組の基本的な方向性を示す必要があります。

そこで、国の動向やデジタル技術の情勢、本県のこれまでの取組や課題等を踏まえて、次の7つを本計画の「基本方針」とします。

(基本方針)

- (1) 最新のデジタル技術の利活用
- (2) 幅広いデータの利活用
- (3) サービスデザイン思考の導入
- (4) デジタルデバイドの解消・防止
- (5) 情報セキュリティの確保
- (6) デジタル人材の確保・育成
- (7) 市町村連携・支援

(1) 最新のデジタル技術の利活用

進展が著しいデジタル技術の動向を注視し、最新のデジタル技術を適時適切に活用して、業務の効率化や県民サービスの向上を目指します。

(2) 幅広いデータの利活用

データの利活用による課題の見える化や分析を通して、県民ニーズをしっかりと捉えた施策の企画、立案及び推進（いわゆるEBPM）と、業務の効率化の実現を目指します。

データ利活用においては、県内市町村も含めた産官学連携の枠組みにより、組織・分野を横断したデータ利活用の基盤となる「データ統合連携基盤」を活用し、幅広いデータを迅速に収集、統合、連携及び分析することを通して、社会課題の解決におけるデータの新たな価値を創造します。

(3) サービスデザイン思考の導入

デジタル技術を活用した県の行政サービスの企画・立案に当たっては、徹底した利用者中心、いわゆる「サービスデザイン思考」の考え方を取り入れ、県民目線に立った行政サービスの設計、開発、提供により、「誰もが」、「いつでも」、「どこでも」、「簡単」で、「すぐ使える」、「便利」なサービスの提供を目指します。

(4) デジタルデバイドの解消・防止

最新のデジタル技術及び幅広いデータの利活用により、誰もが利用しやすい行政サービスの実現を目指すとともに、ウェブアクセシビリティ対応などの取組を推進することで、デジタル技術を利用できる人とできない人との間で生じる格差、いわゆるデジタルデバイドの解消及び防止を目指します。

(5) 情報セキュリティの確保

県民等の財産やプライバシー等を守るとともに、業務を安定的に運営するため、県が取り扱う県民等の個人情報及び行政運営上重要な情報やこれらの情報を取り扱う情報システム等を様々な脅威から防御し、情報セキュリティの確保を目指します。

(6) デジタル人材の確保・育成

デジタルの知見を持ち、現場の実務に即してデジタル技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材の育成を推進し、デジタル行政の実現を目指します。

(7) 市町村連携・支援

住民に身近な行政サービスを提供している県内市町村との連携を強化するとともに、市町村のニーズに応じた支援を実施することで、神奈川全体のDXの一層の推進を目指します。

2 推進体制

全庁横断的な組織として知事を本部長とする「デジタル戦略本部」により、本計画を推進します。

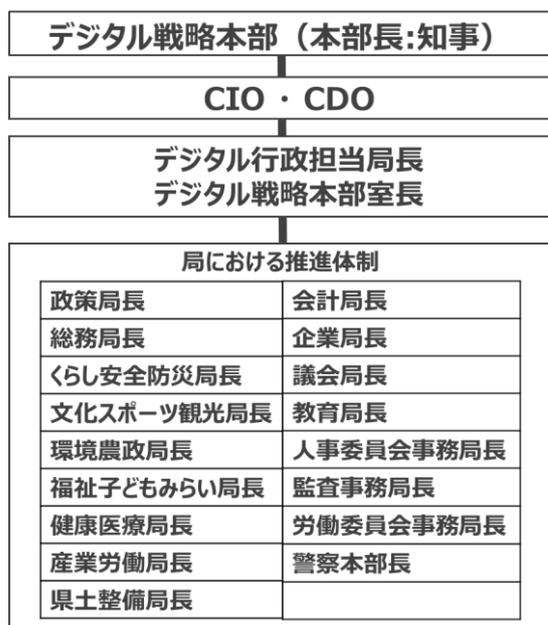
あわせて、知事を技術面から支えるCIO（Chief Information Officer＝情報統括責任者）及びCDO（Chief Data Officer＝データ統括責任者）とデジタル戦略本部室が、デジタル技術及びデータの積極的な利活用を牽引します。

CIOは、全庁的な視点で、県民の利便性の向上や業務の効率化に資するデジタル技術の利活用や、デジタル環境の最適化を牽引します。

CDOは、EBPM（証拠に基づく政策立案）や複合的な課題の解決に向けた分野横断的な政策立案を実現する多様なデータの利活用を牽引します。

また、各局にデジタル推進責任者を置き、各局のデジタル化の取組を推進します。

図2：推進体制



(1) 推進体制の強化

デジタルサポートチーム(DSUT)の設置

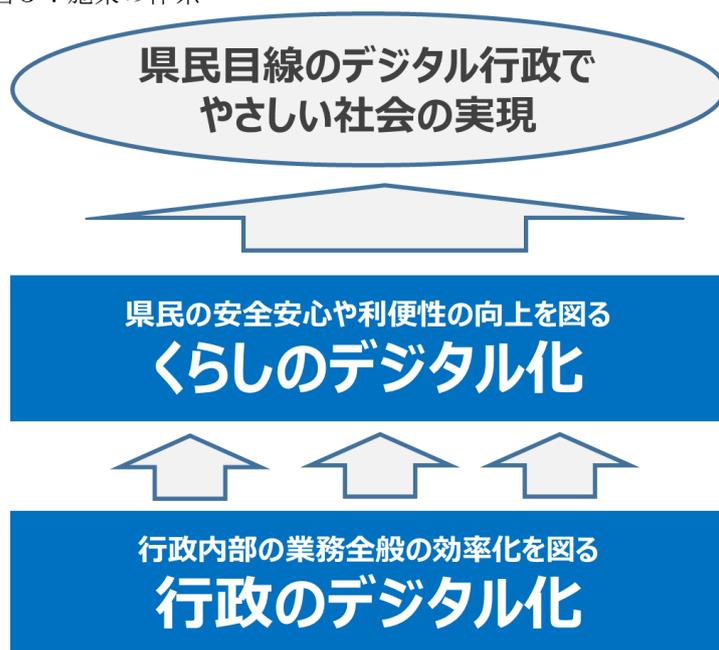
データ連携のさらなる推進やデジタル化支援機能を強化するため、外部人材も活用したデジタルサポートチーム（DSUT）をデジタル戦略本部室に設置し、本計画に掲げるビジョンの実現を目指します。

第3章 施策の基本的な考え方

1 施策の体系

県は、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とする「くらしのデジタル化」と、それを支えるために行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とする「行政のデジタル化」という2つの側面から、デジタル技術及びデータの利活用に積極的に取り組み、本計画が掲げるビジョンである「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を目指します。

図3：施策の体系



(1) くらしのデジタル化

県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とし、実施計画のプロジェクトに設定する、「子ども・若者」、「教育」、「未病・健康長寿」などの様々な分野において、デジタル技術及びデータを積極的に利活用して、多様な県民ニーズに対応したサービスを実現する取組を、「くらしのデジタル化」として位置付けます。

施策分野	主な内容
子ども・若者	全県的に子育て家庭を支援するため、「かながわ子育てパーソナルサポート」による子育て支援情報の発信や、「かながわ子育て応援パスポート」の拡大、「かながわヤングケアラー等相談LINE」など、子育てに希望の持てる社会、子ども・若者が将来に希望の持てる社会づくりの実現に取り組みます。

教育	<p>社会の変化に対応する教育を推進するため、1人1台端末を活用した教育活動に取り組みます。</p> <p>また、教育相談体制を充実させる「かながわ子どもサポートドック」の取組、持続可能な学校運営や教育の質の向上を図る校務DXの推進等による教員の働き方改革など、社会に貢献する力を育成する学校教育、安心して快適に学べる教育環境の整備に取り組みます。</p>
未病・健康長寿	<p>未病のさらなる普及促進を図るため、未病指標の普及、国の個人情報管理（PHR¹⁹）の取組と協調した「マイME－BYOカルテ」の活用、市町村と連携した保健医療データの活用促進など、健康情報の活用による効果的な施策を推進し、未病改善による健康寿命の延伸に取り組みます。</p> <p>また、地域包括ケアを支える基盤づくりを進めるため、介護ロボットなどのICTの導入を推進します。</p> <p>さらに、効率的な医療提供体制の構築を進めるため、オンライン診療の導入など医療DXを推進します。</p>
文化・スポーツ	<p>文化芸術イベントなどの情報を一元的に発信するポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」による情報発信や、障がい者等が出演する演劇やダンス作品等のオンライン配信により、誰もが文化芸術に親しむための取組を推進します。また、県民の多様なスポーツのニーズに対応するため、デジタル技術を活用することにより、誰もがスポーツに親しむことができる取組を推進します。</p>
観光・地域活性化	<p>客観的なデータを根拠とした施策を展開するため、様々な観光データを収集・分析し、効果検証などに活用します。また、デジタルツールを活用し、ニーズに応じたきめ細かな観光情報の発信やプロモーションを行います。</p>
経済・労働	<p>様々な生活支援ロボットの実用化・普及を図り、ロボット産業の成長を促進するため、県内中小企業に対する関連産業への参入支援等、産業競争力の強化に取り組みます。また、中小企業の経営基盤の強化を図るため、デジタル化など生産性向上に向けた取組等、中小企業の収益の改善に取り組みます。</p>

¹⁹ PHR（Personal Health Record）：個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するためのしくみ。

	<p>さらに、県立総合職業技術校や県立産業技術短期大学校においてデジタル化に対応できる人材育成に取り組みます。</p>
農林水産	<p>魅力ある産業として次世代に引き継ぐため、品質や生産性を高めるスマート技術²⁰等の開発・普及により、安定した食料等の生産基盤の構築に取り組みます。</p>
脱炭素・環境	<p>デジタル技術とデータの活用により、利用する資源やエネルギーを少なくするため、EMS²¹（エネルギー・マネジメント・システム）などエネルギーマネジメントの推進、エネルギーの使用に関する「見える化」による脱炭素への行動変容の促進のほか、ICTを活用した工事の推進など、脱炭素社会の実現に向けたDXの取組を推進します。</p>
生活困窮	<p>困難を抱えながら、声を上げない・上げられない子ども・若者への支援を図るため、ICTを活用したいのちの相談支援、SNSを活用したひきこもり等の相談など、デジタルを活用し、困難を抱える子ども・若者の声を聴き逃さない体制の推進に取り組み、子ども・若者が抱える困難に気づき、寄り添った支援につなげるしくみを整備します。</p> <p>また、ひきこもり当事者の社会参加を支援するため、仮想空間（メタバース）上に気軽に参加できる居場所を作るなど、様々な理由から社会と接点を持ちづらい方が社会とつながりやすくなる環境づくりなどにより、孤独・孤立に悩む方を社会へつなげる支援に取り組みます。</p>
共生社会	<p>「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念や当事者目線の障害福祉のさらなる普及啓発を図るため、メタバース等を活用した多様な人々の交流を通して障がい者に対する理解を深める共生の場の創出に取り組みます。</p> <p>また、女性の様々な分野における参画や活躍を推進するため、デジタル技術関連を含めた科学技術分野な</p>

²⁰ スマート技術：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

²¹ EMS（Energy Management System）：エネルギー使用量等をリアルタイムでデータ化・表示などの見える化をすることで、エネルギーの運用改善につなげ、コスト削減を実現するシステム。

	どの参画を支援するなど、ジェンダー平等社会の実現に取り組みます。
くらしの安心	<p>情報技術を悪用した犯罪に対応するため、情報通信機器の解析用資機材、捜査用資機材等の充実を図るとともに、警察官の捜査能力の向上を図り、サイバー空間²²の安全安心を確保するための捜査活動と被害防止対策に取り組みます。</p> <p>また、A I の活用により、警察活動の効率を高め、先制的かつ効果的な治安対策を展開し、犯罪や交通事故を抑止することで県民の体感治安を向上させるほか、道路標示の補修を着実に進めるなど安全安心な地域社会の構築を推進します。</p>
危機管理	<p>自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」の取組を促進するため、デジタル技術で県民の防災意識の向上を図る防災D X の推進など、災害対応力の強化に取り組みます。</p>
都市基盤	<p>県民の安全安心かつ快適な生活を持続するため、A I などのデジタル技術を活用しながら、道路、河川、上下水道など、インフラ施設の戦略的なメンテナンスに取り組み、活力と魅力あふれる強靱なまちづくりを推進します。</p> <p>また、社会環境の変化などに対応した望ましい都市交通を実現するため、A I や自動運転、M a a S²³などの技術の進展を踏まえ、市町村や交通事業者などと連携し、スマートモビリティ²⁴社会の実現に向けた取組を促進します。</p>

(2) 行政のデジタル化

行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とし、ますます進展するA I などの新たなデジタル技術を積極的に利活用して業務の効率化を図るとともに、県の業務を支えるI C T環境や多様なデータ利活用を支える環境の整備を推進し、県民サービスの向上につなげる取組を、「行政のデジタル化」として位置付けます。

²² サイバー空間：インターネット上で多様なサービスのサプライチェーンやコミュニティなどが形成された、一つの新たな社会領域。

²³ M a a S (Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

²⁴ スマートモビリティ：交通インフラの維持や地域経済の活性化を目的に、I o T、A I、自動運転などの技術を活用し、安心・安全や効率性を向上させたモビリティサービス。

取組事項	主な内容
新しいデジタル技術の利活用	働き方改革や業務見直しを契機に、生成A Iをはじめとする新しいデジタル技術の導入や活用を進めることで、人にしかできない業務に職員を注力させ、県民の安全安心や利便性の向上と業務の効率化を一層推進します。
データ利活用	E B P Mや業務の効率化を進め、限られた予算・人材を有効活用しながら、ニーズに応じた質の高い県民サービスを提供し、社会課題を解決するため、幅広いデータの利活用を推進します。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組も一層推進します。
行政手続の電子化	行政手続の効率化と県民の利便性向上を実現するため、県民や事業者がインターネット等を利用して安心して申請や届出ができる行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化を推進します。
マイナンバーカードの普及促進等	マイナンバーカードの普及やその利活用の拡大について、市町村における交付体制の強化に向けた支援や、適切な広報などにより、マイナンバーカードの普及に取り組みます。
情報システムの標準化・共通化	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、県庁内及び県内市町村における対象業務システムの標準準拠システムへの移行の取組を支援します。
セキュリティ対策の徹底	県が所管する情報資産に関する業務に携わる全ての職員等に、デジタル技術の利活用や、データの保管、利活用において、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持たせるとともに

	に、神奈川情報セキュリティクラウド ²⁵ の運営など、技術的なセキュリティ対策を講じます。
デジタル人材育成	日々進化するデジタル技術を活用し、業務の効率化、県民サービスの向上を実現するためには、必要な知識と経験を備えた職員を確保・育成していく必要があることから、対象職員や目指すべき職員像、育成のための具体的な取組などを整理し、令和4年3月に策定した「神奈川県デジタル人材育成方針 ²⁶ 」に基づき、県のDXの取組を牽引・推進する人材を育成します。
市町村連携・支援	県及び市町村が連携・協調して取り組む自治体DXの推進や、様々なデジタル分野における共通的な課題解決に対応するため、県市町村デジタル推進会議の開催、相談窓口の設置、DX相談 ²⁷ の実施及び情報システムの共同調達・共同利用等の連携・支援の取組を進めます。
ICTインフラ整備	業務の効率化や行政機能の安定的な維持に欠かせない、全庁の情報通信ネットワークや業務システム等のICT基盤を整備、運用します。

2 進行管理

本計画を着実に実行していくため、「くらしのデジタル化」及び「行政のデジタル化」を実現するための具体的な施策を「施策集」に位置付けます。

各施策には、その達成度合いを把握、管理するために、計画期間の過程での成果を定量的に測る指標と、目指すべき成果や目標を満たすことができたのかどうかを分析するための指標を設定します。

²⁵ 神奈川情報セキュリティクラウド：近年のサイバー攻撃の複雑化・巧妙化を背景に、市町村が個別に実施しているセキュリティ対策を都道府県ごとに集約・強化するため、総務省が全国の自治体へ導入を推進している「自治体情報セキュリティクラウド」で、県内で統一したセキュリティ水準を保つために神奈川県と県内市町村等が共同利用している。

²⁶ 神奈川県デジタル人材育成方針：日々進化するデジタル技術を手段として活用し、県業務の効率化や、多様化する様々な課題に応じた質の高い県民サービスを実現するため、県のDXの取組を牽引・推進する人材を育成する具体的な取組を整理した方針。

²⁷ 技術相談：県内市町村からの、専門性が求められるDXに関する相談から、市町村事務のデジタル化に関する課題等を的確に把握して、課題解決につながる助言・提案を行う取組。

設定した指標に基づき、毎年度継続して各施策の取組状況を評価し、改善を図っていくというPDCAサイクル²⁸を実施するとともに、目標年次までに実施した取組結果について、客観的に分析・評価を行い、その後の取組の改善につなげます。

²⁸ PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

令和6年3月策定
令和7年3月改定（施策集）
令和8年3月改定（施策集）